

6 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な実施

① 全般的な事項

(ア) 第5期障害福祉計画最終年度における取組の着実な実施【関連資料1】

- 第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、「令和2年度中に一般就労に移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上」とすることを目標値として設定することを基本とし、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととしている。
- 一方、例年ベースで、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎にバラツキがある状況にあることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。
- このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、最終年度である第5期の目標達成に向け、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を改めて確認し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などにおいて、地域一丸となった一般就労への移行や定着に向けた方策を検討していただくようお願いする。
例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、このような取組も就労移行支援事業所と連絡調整の上、進めていただきたい。

(イ) 第6期障害福祉計画基本指針案の考え方【関連資料2】

- 第6期障害福祉計画においては、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、
 - ・ 就労移行支援の目標を明確化するとともに、
 - ・ 就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する予定である。
- また、就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定する予定である。
- 具体的には、新しい指針では、直近の状況等を踏まえ、令和5年度末

における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ① 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。
* 就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
- ④ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- このほか、次の取組を進めることが望ましいことを新しい指針に記載する予定である。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

（ウ）平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響【関連資料3】

- 就労系障害福祉サービスについては、平成30年度報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させることとした。
- 平成30年4月と平成31年4月を比較すると、改定後の状況は次のとおりであり、全国的に見ると、平成30年度報酬改定により見込んだ効果は概ねあったと考えられる。
 - ・ 就労移行支援は、定着率の高い事業所・利用者が増加
 - ・ 就労継続支援A型は、平均労働時間が短時間の事業所・利用者は減少し、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満の事業所・利用者が増加

- ・ 就労継続支援 B 型は、平均工賃月額が高い事業所・利用者が増加
- ・ 就労定着支援は、令和元年 7 月時点において、就労定着率 7 割以上の事業所・利用者が 8 割超。

② 各サービスにおいて留意いただきたい事項等

(ア) 就労移行支援【関連資料 4】

- 平成 30 年度以降、全国就労移行支援事業所数は減少傾向にあり、既存事業所においても利用者の確保に苦慮している事業所が少なくない。このため、地域においてハローワーク、就労継続支援事業所、特別支援学校等の就労支援関係者によるネットワークを活用し、就労移行支援の利用が見込まれる者の掘り起こし等を進めるとともに、地域において障害者の就労移行に係るサービス基盤が引き続き確保されるよう留意願いたい。
- また、大学（4 年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の者、一般就労しており休職中の者に対する就労移行支援の利用については、定められた条件をいずれも満たす場合において、支給決定を行っても差し支えないこととなっている。特に、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える学生に対しては早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることも踏まえ、これらの者の支援ニーズがあった場合には就労移行支援事業所の利用が適切に行われるように市町村に周知いただきたい。
- さらに、就労中の就労移行支援の利用可否については、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1105 第 1 号）において、市町村が、以下の 3 点を踏まえて就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断した場合は、就労中の就労移行支援の利用を可能としている。
 - ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
 - ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならないか。
 - ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か

市町村が必要性を判断するためには、例えば就労中の就労移行支援の利用に関して当該利用者が就労している企業等の意向が十分踏まえられているか（就労移行支援を利用することによって、当該企業等が当該利用者の勤務時間や労働日数を増やすことを予定しているか等）等を確認した上で、慎重に判断されるように周知いただきたい。
- 最後に、就労移行支援の標準支援期間（2 年間）を超えて更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取り扱いに関し

て、本年度市町村に実施したアンケート調査によると、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取り扱いが行われているケースが見られた。就労移行支援の利用等に際しては、引き続き、市町村は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断いただきたい。

（イ）就労定着支援【関連資料 5】

- 就労定着支援の実施状況について、令和元年 11 月国保連データによると、事業所数 1,162 事業所、利用者数 10,009 人となっている。就労移行支援事業所が 3,132 事業所であることを踏まえると、地域における就労定着支援の体制の中で、就労定着支援事業がその一翼を担えていない現状が伺える。このため、各自治体においては、就労定着支援事業の整備状況を踏まえつつ、改めて地域における就労定着支援の体制整備について、自立支援協議会等地域の関係者間で現状把握や認識共有、必要に応じて対応策の検討等をお願いしたい。
- また、就労定着支援事業を終了し、なお支援が必要な者については、障害者就業・生活支援センターに支援を引き継ぐ等、地域における就労支援機関の連携が必要になるが、連携を円滑に進めるための情報共有や支援の引き継ぎの方法等が未整理の地域も多いと考えられる。このような地域においては、先に述べた地域における就労定着支援の体制整備とあわせて障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携方法についても関係者間で検討いただきたい。

（ウ）就労継続支援 A 型【関連資料 6】

- 就労継続支援 A 型における経営改善計画書の提出状況（平成 31 年 3 月末時点）については、実態把握を行った事業所のうち、提出の必要がある事業所は 66.2%（前回調査時：71.0%）であった。前回調査時と比較して数値上改善はしたものの、依然として、経営改善が必要な事業所が全国に多数ある状況である。また、平成 30 年度における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額 は 76,887 円、対前年比 2,802 円増（3.8%増）となっている。
- 改めて、経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことであり、各自治体においては、引き続き、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取組を実施していただきたい。また、そもそも管内の就労継続支援 A 型の経営状況の事態把握が十分に実施できていない自治体も見受けられることから、引き続き、管内事業所の経営状況には注視していただきたい。
- なお、令和 2 年度においては、「工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業」として、全国の就労継続支援 A 型事業所の経営改善を支援（実効性ある経営改善計画の作成に向けた支援含む。）するためのモ

デル事業を実施する予定である。

(エ) 就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の利用については、改めて、次に該当する者であれば、年齢に関わらず利用することが可能となっている。
 - ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- このため、現状において、就労継続支援B型については、高齢者、若年認知症の方、高次脳機能障害の方など様々な状態の方が利用していることから、その者の支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが重要である。
- また、平成30年度における就労継続支援B型事業所利用者の全国平均の工賃月額額は16,118円、対前年度比515円増(3.3%増)となっている。平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成18年度から31.9%上昇している。各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃はわずかず増加してきているが、6.1%の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もあるので、引き続き、「工賃向上計画」に基づく着実な取組の実施をお願いしたい。
- なお、本年度の「工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業」においては、既に各都道府県平均以上の工賃を実現している事業所に対する更なる工賃向上支援のノウハウ構築を図っているところであり、当該支援に係るガイドブック等が完成次第、情報提供させていただくので、工賃向上計画支援等事業(基本事業)の取組などにも活用いただきたい。

③ その他

(ア) 令和元年台風19号及び新型コロナウイルス感染症に伴う対応

- 令和元年台風第19号への対応については、障害福祉サービス等に関する各種の事務連絡を発出しているところであるが、「令和元年台風第19号に伴う災害による指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱いについて」(令和元年11月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)により、対象となる就労継続支援A型については、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能となっているので、留意いただきたい。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、障害福祉サービス等に関する各種の事務連絡等を発出しているが、就労系障害

福祉サービスに関しては、

① 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和２年２月２０日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、

- ・ 就労継続支援Ａ型について、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能
- ・ 就労継続支援Ｂ型について、災害時と同様に基本報酬の算定区分で前々年度の平均工賃月額を適用すること等が可能
- ・ 就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所について、平時より在宅でのサービス利用が一定の条件のもと可能となっているが、感染拡大防止の観点から柔軟な取扱いが可能

とし、

② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第２報）」（令和２年３月２日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、

- ・ 就労継続支援Ａ型における経営改善計画の作成について、柔軟な取扱いが可能
- ・ 就労継続支援Ｂ型について、災害時と同様に、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費による工賃の補填が可能

としているので、留意いただきたい。

（イ）在宅におけるサービス利用の積極的活用【関連資料７】

○ 就労移行支援事業、就労継続支援事業において一定の要件を下で在宅での就労支援を可能としているが、市町村によって取り組み状況にバラツキがある。

障害者の能力を活かした多様な働き方の一つとしてテレワークにおける在宅就労の推進も注目されていることから、障害の種類に関わらず通所による利用が困難な障害者に対しては、在宅での就労支援が可能な事業所を積極的に利用できるように、市町村の理解を促す等、取組を強化いただきたい。

（ウ）暫定支給決定の実施について【関連資料８】

○ 本年度市町村に実施したアンケート調査によると、市町村において本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定が実施されていないケースが見られた。

本支給決定に先立って行うべき暫定支給決定に関して、アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合には、暫定支給決定を実施し、当該対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。

○ また、本支給決定の判断にあたっては暫定支給決定の実施結果をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあつ

たサービスの利用につなげる等の対応も必要である。

改めて、暫定支給決定の目的を確認の上、引き続き、適正な暫定支給決定の実施をお願いしたい。

（エ）就労アセスメントの着実な実施【関連資料 9】

- 就労継続支援 B 型の利用に係る就労アセスメントでは、一般就労への移行の可能性も視野にいたした長期的な就労面に関するニーズを把握し、就労継続支援 B 型における支援計画の検討に留まらず、他の就労支援サービスの利用も含めた長期的な支援計画の検討を行う必要がある。

改めて、就労アセスメントについては、単なる就労継続支援 B 型を利用するための手続きではないことを認識の上、引き続き、趣旨に沿った就労アセスメントの実施をお願いしたい。

- その際、各市町村における就労支援体制の実態にあわせて、就労移行支援事業所に加え、必要に応じ実施機関の拡大を図るなど、就労アセスメントの実施体制の強化を検討いただきたい。
- なお、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業における支援を効果的に実施するに当たっては、本人の能力や適性、状態等を的確に把握した上で、個別支援計画の策定を行えるよう、就労アセスメントを実施することも重要である。

（２）障害者の就労支援に係る予算事業の効果的な活用【関連資料 10】

① 全般的な事項

- 障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成 29 年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。
- 令和 2 年度予算案において、工賃向上計画支援等事業における共同受注窓口に関する事業及び在宅就業に関する事業については、特別事業から基本事業に変更するとともに、事業内容の見直しを行うことにしている。引き続き、工賃向上計画支援等事業をはじめとする障害者の就労支援に係る予算事業の活用を検討していただきたい。
- さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

② 各予算事業のポイント

（ア）工賃向上計画支援等事業（基本事業）

- 従前より、基本事業として実施している工賃等向上事業（経営力育成

支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、販路開拓支援等）については、引き続き、積極的に活用いただきたい。

- また、令和２年度から、在宅就業マッチング支援等事業について、位置付けを特別事業から基本事業に変更している。在宅障害者に対するＩＣＴを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援するものであり、在宅就業を推進に向け、積極的な活用をお願いしたい。
- さらに、共同受注窓口の機能強化事業についても、令和２年度から、位置付けを特別事業から基本事業に変更し、全都道府県において、関係者による協議体の設置による共同受注窓口の機能強化を図ることを目指している。事業内容についても、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援することとしているので積極的に活用いただきたい。

（イ）農福連携による就農促進プロジェクト等

- 「農福連携による就農促進プロジェクト」については、従来の支援に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充するとしている。
併せて、共同受注窓口の機能強化事業の一環として、農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組も支援することとしているので、引き続き農福連携の推進に向けて積極的に活用いただきたい。
- また、「林・水産業等向け障害者就労のモデル事業」については、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第１次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）の作成等を行うこととしている。厚生労働本省事業として実施するのでご承知いただきたい。

（ウ）工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業

- 令和２年度においては、工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業として、全国の就労継続支援Ａ型事業所の経営改善を支援するために以下のような事業を実施する予定である。
 - ・ 全国のＡ型における経営改善の実事例を収集
 - ・ ５つのＡ型に対してモデル的に経営改善支援を実施
 - ・ Ａ型が自ら経営改善（異なる業種の法人からの事業承継を活用することも含む。）に取り組む際のマニュアルを作成
 - ・ 都道府県等の指定権者がＡ型の経営改善を支援する際の経営改善の見通しや状況に応じた支援マニュアルを作成従来同様、厚生労働本省事業として実施し、全国的な支援の横展開が

図れるよう、支援ノウハウの構築を目指す予定であるのでご承知いただきたい。

（エ）障害者就業・生活支援センター事業の推進

- 障害者就業・生活支援センターについては、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しているところであるが、令和２年度においても、上限額（４,７１２千円）の変更はないので、引き続き、適切な予算の確保をお願いする。

また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、必要に応じて、障害者就業・生活支援センター体制強化等（都道府県任意事業）の活用も検討いただきたい。

（オ）雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

- 近年、ＩＣＴの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、重度障害のある方がより働きやすい社会を目指すためには、就労支援の一環として、通勤や働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重要な課題となっている。
- そこで、通勤や職場等における支援について、雇用施策（職業安定局）との連携のもと、雇用と福祉の両施策の取組を強化し、切れ目なく提供されることを目指し、令和２年度においては、次の取組を実施。
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
 - ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う
- 令和２年度は１０月以降の本取組開始となるが、当該事業の内容については、実施要領案を確認の上、実施に向けて検討いただきたい。

なお、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の今後の予定（見込み）は、以下のとおりである。

- ４～５月 自治体向けの本取組（特別事業＆障害者雇用納付金助成金（拡充後））に係る説明会等を適宜実施
- ６～９月 特別事業実施自治体において個別に取組スキームの調整等
- １０月以降 取組開始（予定）

（３）障害者優先調達推進法に基づく取組の積極的な実施【関連資料 11】

① 障害者優先調達を取り巻く状況

（ア）優先調達の更なる推進

- 障害者優先調達の取組については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成３０年１０月２３日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」等において、国の機関等については、障害者

の活躍促進の観点から、自らの障害者雇用の推進と併せて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達についても着実に推進することとされている。

- また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 36 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき国の機関等が作成する「障害者活躍推進計画」についても同様の趣旨から、障害者優先調達に関する取組の記載を盛り込むこととしている。
- これらの経緯を踏まえ、障害者優先調達については、より一層の推進が求められている状況である。

（イ）平成 30 年度の調達実績について

- 平成 30 年度の都道府県における調達実績は、約 24.8 億円、市町村における調達実績は約 128.3 億円であり、国等も含めた合計では約 178.4 億円と、平成 29 年度から約 0.5 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、5 年連続で増加している。
- 一方、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見されるところである。先述した障害者優先調達を取り巻く状況を十分踏まえ、各自治体においては、調達実績について検証いただき、次年度の調達促進に活かしていただきたい。

② 調達方針の策定

（ア）調達方針の 100% 達成

- 都道府県別の調達方針の作成状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところがあれば、作成率が低いところもあり、平成 31 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 96.2%となっている。
- 調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、自ら率先して調達を推進し、これを呼び水に、民間部門へも取組の輪を広げることが重要である。また、障害者就労施設等において様々な生産活動における活躍の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることを認識し、調達方針の作成を徹底していただきたい。
- なお、例年お願いであるが、令和 2 年度（2020 年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも 2019 年度の出納整理期間が終わる 2020 年 5 月には、未作成の市町村も含め作成率 100%を目指し、速やかな作成をお願いする。

(イ) 目標達成に向けた取組姿勢

- 各自治体においては、障害者優先調達推進法に基づく取組を更に推進する必要があり、各自が定める「調達方針の目標を達成」できるように取り組んでいただきたい。その際には、積極的に障害者就労施設等からの調達を行うために、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 16 号の 2 を適用して、障害者就労施設等との随意契約を行うこと等を検討いただきたい。

③ 優先調達の推進に向けた取組

(ア) 全庁的な取組や更なる調達の推進について

- 都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。
- 各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

(イ) 共同受注窓口の活用

- 共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。
- 共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。
- また、令和 2 年度予算案においては、「共同受注窓口の機能強化事業」を特別事業から基本事業に位置付けを変更するとともに、全都道府県で事業を行なうことができるよう、大幅に拡充しているので、各都道府県においては、積極的に当該事業を活用いただきたい。
- なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっている所以、参考にしていただきたい。

(ウ) その他取組事例

- 厚生労働省においては、障害者優先調達の推進のために種々の取組を行ってきたところであるが、今年度、初めての取組として、各府省庁と

障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会（令和元年10月28日）を開催したので、自治体における実施を検討いただきたい。

- また、官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。
- 各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（４）その他

① 障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームについて【関連資料 12】

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 36 号）に係る法案審議における衆議院、参議院両院厚生労働委員会の附帯決議において、「労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」等とされている。
- こうしたことを踏まえ、まずは障害者に係る雇用施策と福祉施策の連携強化に向けた論点を整理するとともに、総合的に必要な検討を行うため、厚生労働大臣をトップとする「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」の下に「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」を設置し、検討を行っている。
- 「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても検討してきた。
- 今後は、主な検討事項を中心に検討を進め、本年夏頃までを目途に、今後関係者により更に検討を進める事項などの整理等をする予定である。

② 就労移行等実態調査について

- 就労移行等実態調査については、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）を対象として、退所理由及び就職者の状況、就労移行支援事業所別の一般就労移行率、サービス提供状況等を確認するために、例年実施してきたところであるが、都道府県等及び事業所の業務負担等を考慮して、当該調査は当分の間実施を見送ることとする
- また、当該調査によって把握していた数値については、他の調査を活

することを基本とし、第5期障害福祉計画の実施状況把握に必要な数値については、別途実施している障害福祉計画に関するフォローアップ調査により代替することとする。

- なお、第5期障害福祉計画の成果指標の1つである就労定着支援事業の職場定着率（就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上）については、下記の計算方法により把握することとするのでご留意いただきたい。

（計算方法）

「①就労定着支援事業所における利用開始時（就職後6月後とは一致しない場合がある。）から1年を経過した者（当該年度に達した者であり、当該時点で就労定着支援を利用していない者を含む。）」のうち、「②当該時点において一般就労中の者」の割合（②／①）とする。

③ 会計検査院からの指摘（就労移行支援事業の適正な実施）について

- 就労移行支援事業については、会計検査院からの指摘により、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案が明らかになったことから、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発1105第1号障害福祉課長通知）を発出しているところである。
- 本通知においては、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出に関する取扱いを示しているので、改めて確認いただき、就労移行支援事業の適正な実施について配慮いただきたい。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和2年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを旨とするという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

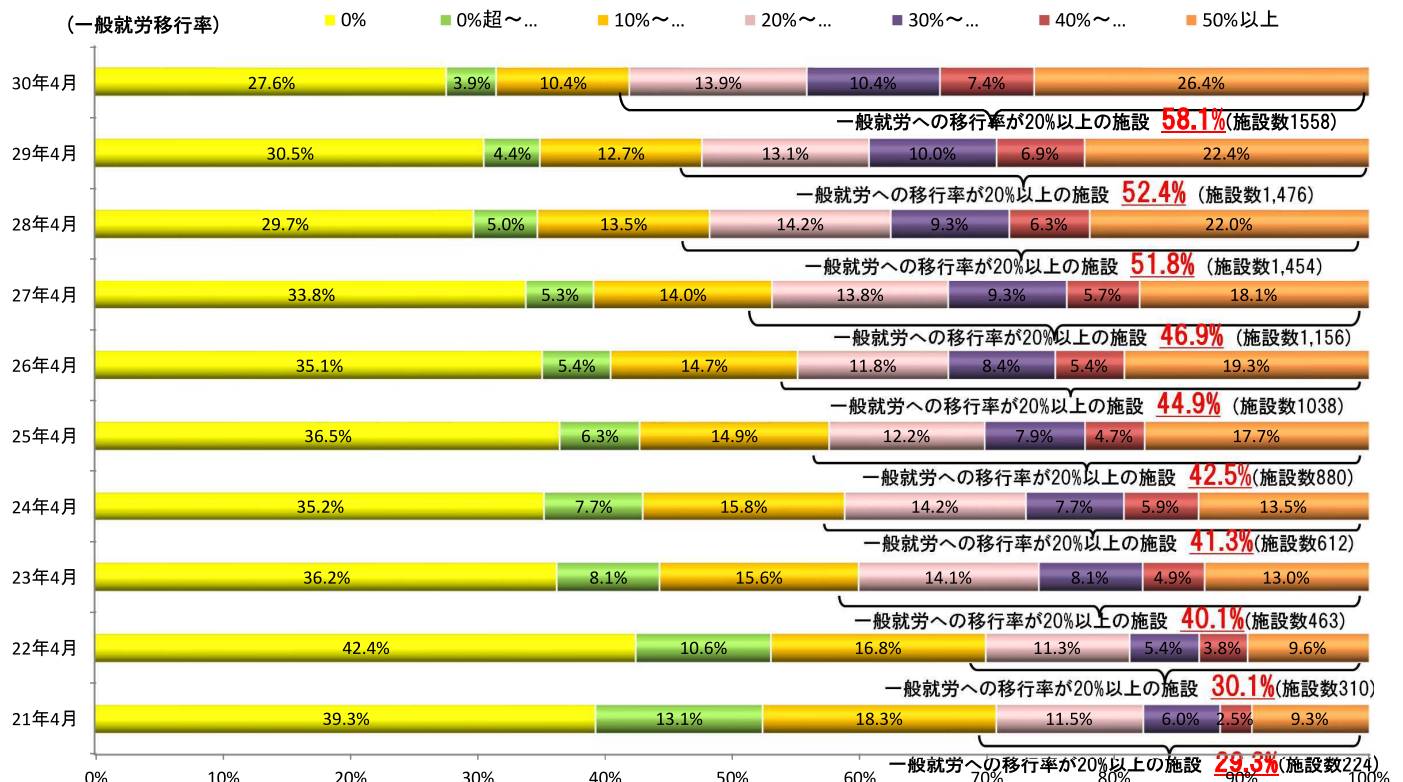
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の**5割以上**とすることを旨とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	—

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

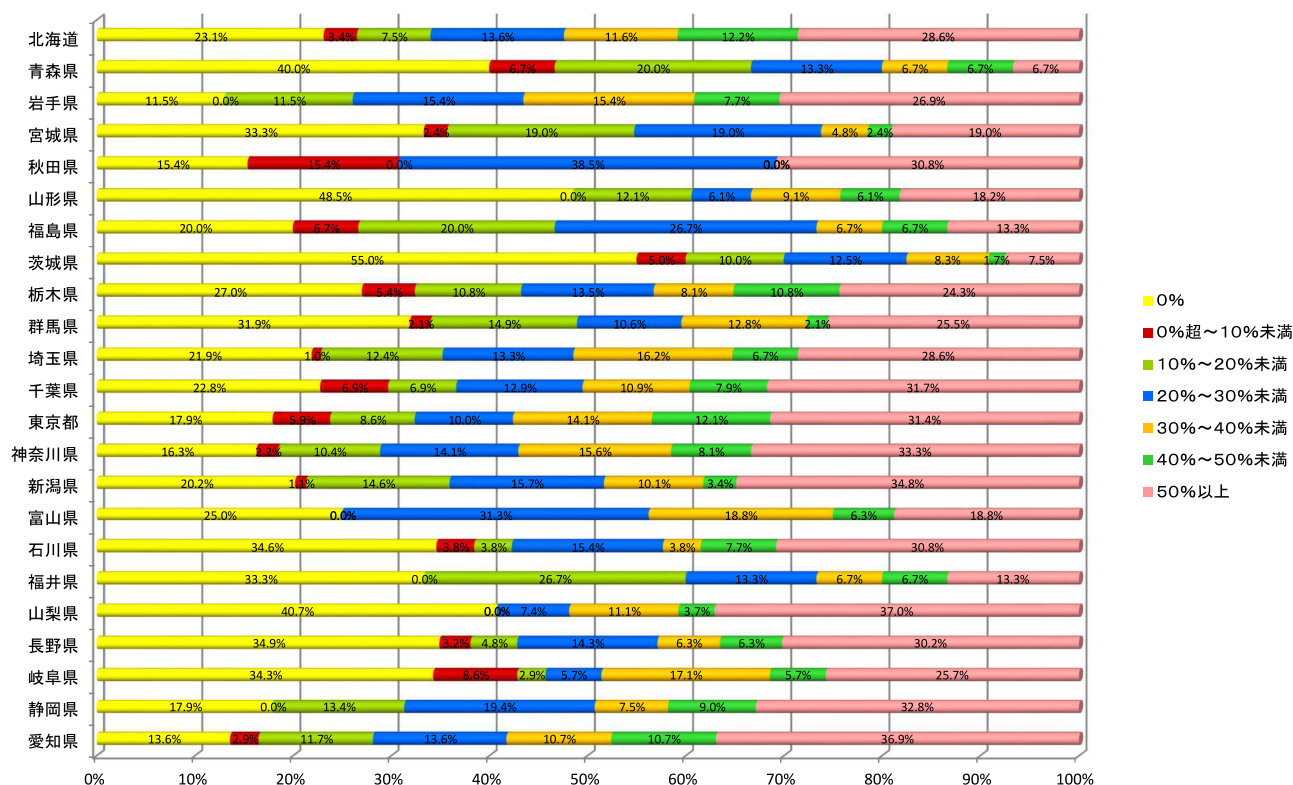
- 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、58.1%である。一方で、移行率が0%の事業所が27.6%となっている。



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率: 84.3%)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移①

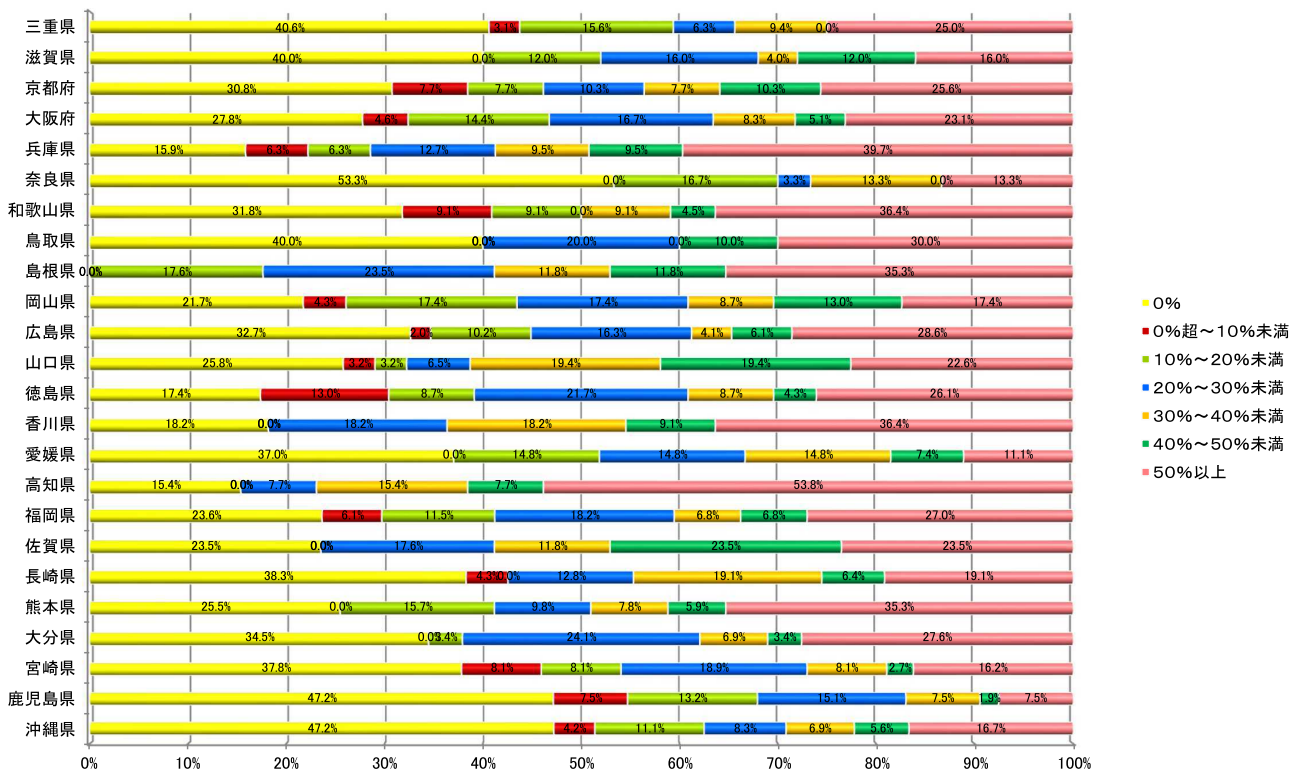
(平成29年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率: 84.3%)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

(平成29年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率:84.3%)

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

成果目標等に関する見直し案

第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	【継続・変更】 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	【削除】 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	【変更】 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料1-2(抜粋)

現 状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍(15,957人)となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数(約900人)から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。

成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。**(新規)**

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。**(新規)**
また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。**(新規)**

⑥農福連携等に向けた取組について

基本的な考え方

資料1-3-9

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。



基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

就労移行支援における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

関連資料3

就職後6月以上定着率の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
5割以上の場合	515 (15.3%)	⇒	603 (18.8%)	88 17.2%	8,552 (25.0%)	⇒	10,966 (32.5%)	2,414 28.2%
4割以上5割未満の場合	162 (4.8%)	⇒	201 (6.3%)	39 24.1%	2,957 (8.6%)	⇒	3,154 (9.4%)	197 6.7%
3割以上4割未満の場合	1,038 (30.7%)	⇒	1,098 (34.1%)	60 5.8%	11,031 (32.2%)	⇒	11,694 (34.7%)	663 6.0%
2割以上3割未満の場合	282 (8.4%)	⇒	243 (7.6%)	▲39 -13.8%	3,438 (10.0%)	⇒	2,610 (7.7%)	▲828 -24.1%
1割以上2割未満の場合	587 (17.4%)	⇒	468 (14.6%)	▲119 -20.3%	4,067 (11.9%)	⇒	2,795 (8.3%)	▲1,272 -31.3%
0割超1割未満の場合	103 (3.1%)	⇒	73 (2.3%)	▲30 -29.1%	1,099 (3.2%)	⇒	525 (1.6%)	▲574 -52.3%
0の場合	689 (20.4%)	⇒	530 (16.5%)	▲159 -23.1%	3,087 (9.0%)	⇒	1,977 (5.9%)	▲1,110 -36.0%
計	3,376 (100.0%)	⇒	3,216 (100.0%)	▲160 -4.7%	34,231 (100.0%)	⇒	33,721 (100.0%)	▲510 -1.5%

※出典：国保連データ（ただし、養成施設分は除く）

※（ ）内は構成比。

就労継続支援A型における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

1日の平均労働時間の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
7時間以上の場合	152 (4.0%)	⇒	130 (3.4%)	▲22 -14.5%	3,015 (4.4%)	⇒	2,632 (3.8%)	▲383 -12.7%
6時間以上7時間未満の場合	267 (7.0%)	⇒	267 (7.0%)	0 0.0%	4,504 (6.5%)	⇒	4,347 (6.2%)	▲157 -3.5%
5時間以上6時間未満の場合	652 (17.2%)	⇒	686 (18.0%)	34 5.2%	9,853 (14.3%)	⇒	10,233 (14.6%)	380 3.9%
4時間以上5時間未満の場合	2,149 (56.6%)	⇒	2,436 (63.8%)	287 13.4%	42,737 (62.0%)	⇒	49,731 (70.9%)	6,994 16.4%
3時間以上4時間未満の場合	548 (14.4%)	⇒	297 (7.8%)	▲251 -45.8%	8,555 (12.4%)	⇒	3,144 (4.5%)	▲5,411 -63.2%
2時間以上3時間未満の場合	9 (0.2%)	⇒	3 (0.1%)	▲6 -66.7%	145 (0.2%)	⇒	42 (0.1%)	▲103 -71.0%
2時間未満の場合	17 (0.4%)	⇒	2 (0.1%)	▲15 -88.2%	156 (0.2%)	⇒	23 (0.0%)	▲133 -85.3%
計	3,794 (100.0%)	⇒	3,821 (100.0%)	27 0.7%	68,965 (100.0%)	⇒	70,152 (100.0%)	1,187 1.7%

※出典：国保連データ

※（ ）内は構成比。

就労継続支援B型における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

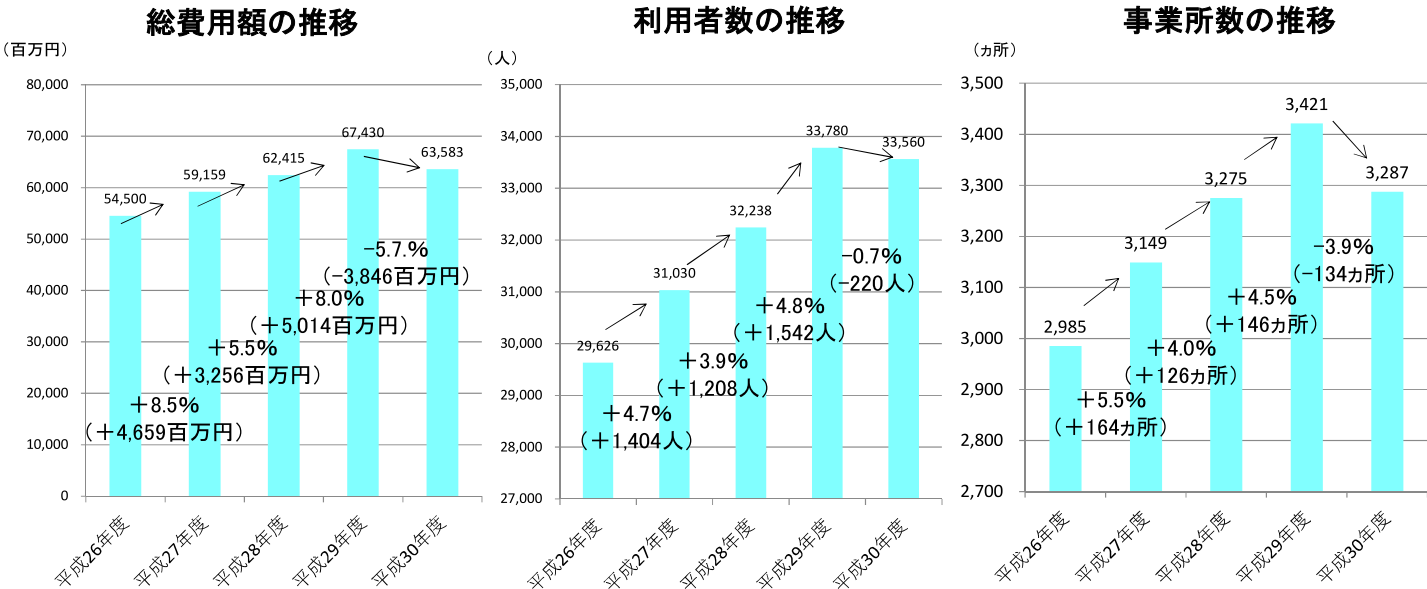
平均工賃月額額の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
4万5千円以上の場合	206 (1.7%)	⇒	211 (1.7%)	5 2.4%	4,221 (1.7%)	⇒	4,731 (1.8%)	510 12.1%
3万円以上4万5千円未満の場合	624 (5.3%)	⇒	731 (5.8%)	107 17.1%	15,240 (6.2%)	⇒	17,582 (6.8%)	2,342 15.4%
2万5千円以上3万円未満の場合	645 (5.5%)	⇒	724 (5.8%)	79 12.2%	15,062 (6.2%)	⇒	17,214 (6.6%)	2,152 14.3%
2万円以上2万5千円未満の場合	1,106 (9.4%)	⇒	1,271 (10.1%)	165 14.9%	26,567 (10.9%)	⇒	29,628 (11.4%)	3,061 11.5%
1万円以上2万円未満の場合	4,977 (42.2%)	⇒	5,449 (43.4%)	472 9.5%	109,874 (44.9%)	⇒	120,163 (46.3%)	10,289 9.4%
5千円以上1万円未満の場合	3,465 (29.4%)	⇒	3,515 (28.0%)	50 1.4%	61,070 (25.0%)	⇒	59,167 (22.8%)	▲1,903 -3.1%
5千円未満の場合	761 (6.5%)	⇒	640 (5.1%)	▲121 -15.9%	12,691 (5.2%)	⇒	11,079 (4.3%)	▲1,612 -12.7%
計	11,784 (100.0%)	⇒	12,541 (100.0%)	757 6.4%	244,725 (100.0%)	⇒	259,564 (100.0%)	14,839 6.1%

※出典：国保連データ
※（ ）内は構成比。

就労移行支援の現状

関連資料4

- 就労移行支援の平成30年度費用額は約636億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.0%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数については平成30年度より減少している。

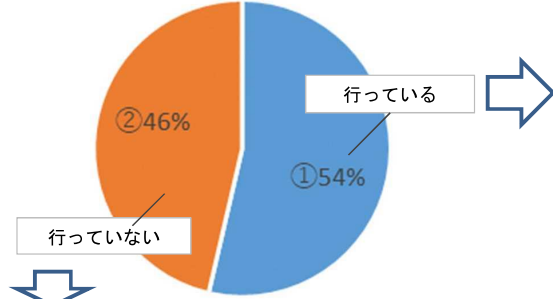


【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

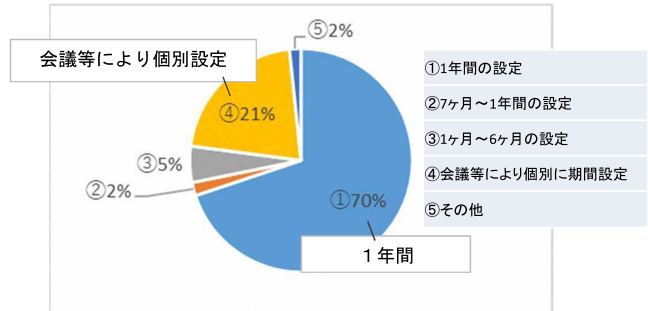
就労移行支援事業における利用更新等について

○就労移行支援の標準支援期間(2年間)を超えて更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取り扱いに関して、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取り扱いが行われている。就労移行支援の利用等には、各自治体は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断する必要がある。

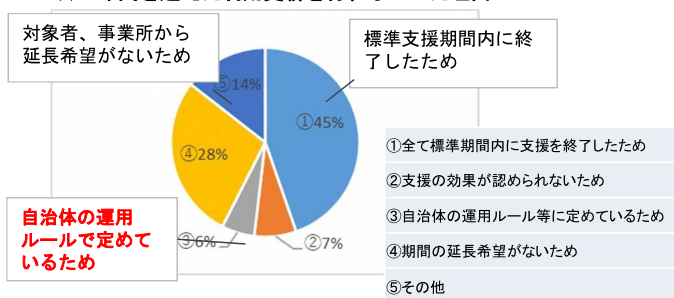
★就労移行支援の標準支援期間(2年間)を超えて就労移行支援の更新を行っているか。(回答数 1,575自治体)



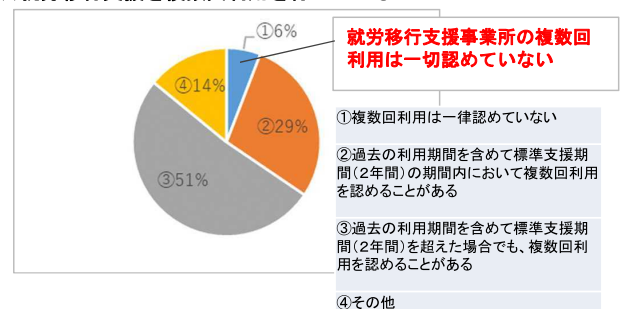
★2年間を超えた場合の期間設定



★2年間を超えた利用更新を行わなかった理由



★就労移行支援を複数回利用を行っているか



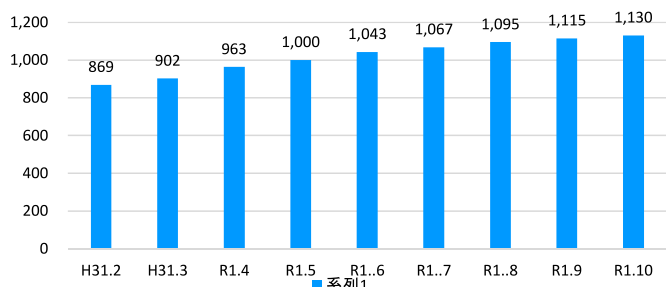
市町村における支給決定及び就労ニーズにかかる自治体報告結果(平成30年度) 厚生労働省障害福祉課調べ

就労定着支援の現状

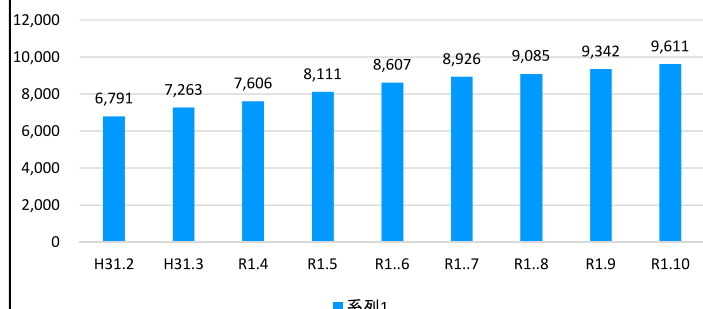
関連資料5

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。

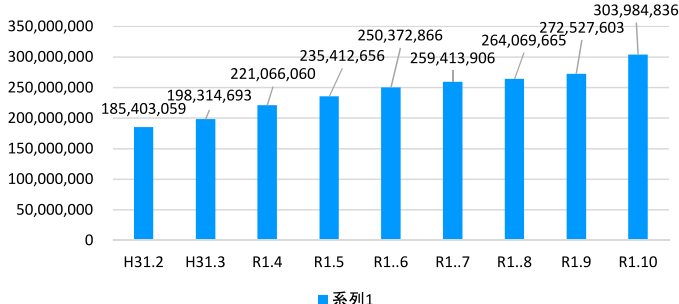
事業所数



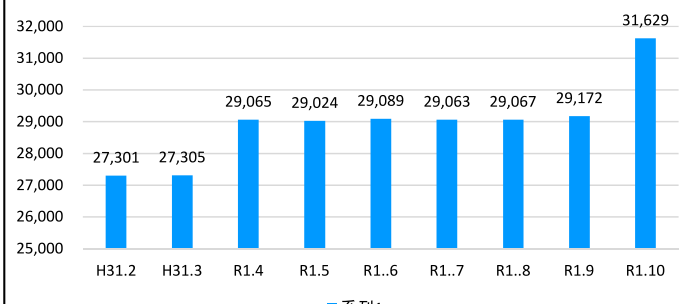
利用者数



総費用額



一人当たり平均費用月額



【出典】国保連データ

就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

関連資料6

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

調査概要

(令和元年12月16日現在)

全国の就労継続支援A型のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の状況等を調査。

調査結果

- 都道府県等により実態把握を行った3,162事業所のうち、経営改善計画書の提出が必要ない事業所は1,069(33.8%)、必要がある事業所は2,093(66.2%)
- 経営改善計画書を提出する必要がある事業所2,093のうち、提出済み事業所は1,853(88.5%)
- 経営改善計画書の提出の必要がある事業所2,093のうち、営利法人の設立5年未満の事業所が約4割(41.4%)。

【経営改善計画書の提出状況(平成31年3月31日時点調査)】

【経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳】

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況						法人種別	5年以上	5年未満	合計	
			必要なし (生産活動収支≧利用者賃 金)		必要あり (生産活動収支< 利用者賃金)		提出済	提出率					
① 都道府県 (47)	2,149 (2,209)	1,750 (1,784)	610 (530)	34.9% (29.7%)	1,140 (1,254)	65.1% (70.3%)	1,070 (986)	93.9% (78.6%)	法人種別	社会福祉法人	161 (160) 7.7% (7.4%)	52 (89) 2.5% (4.1%)	213 (249) 10.2% (11.5%)
② 指定都市 (20)	948 (912)	753 (618)	216 (158)	28.7% (25.6%)	537 (460)	71.3% (74.4%)	394 (412)	73.4% (89.6%)		営利法人	499 (252) 23.8% (11.7%)	867 (1,073) 41.4% (49.7%)	1,366 (1,325) 65.3% (61.4%)
③ 中核市 (48)	780 (710)	659 (634)	243 (191)	36.9% (30.1%)	416 (443)	63.1% (69.9%)	389 (371)	93.5% (83.7%)		非営利法人 (NPO)	178 (134) 8.5% (6.2%)	108 (192) 5.2% (8.9%)	286 (326) 13.7% (15.1%)
										その他	82 (33) 3.9% (1.5%)	146 (224) 7.0% (10.4%)	228 (257) 10.9% (11.9%)
合 計	3,877 (3,831)	3,162 (3,036)	1,069 (879)	33.8% (29.0%)	2,093 (2,157)	66.2% (71.0%)	1,853 (1,769)	88.5% (82.0%)		計	920 (579) 44.0% (26.8%)	1,173 (1,578) 56.0% (73.2%)	2,093 (2,157) 100.0%

※ 指定事業所数には、実態把握済み事業所数、実態把握中の事業所数、新規指定から6月未満の事業所数及び休止中の事業所数を含む。
※ () 内に昨年度の状況(平成29年度12月末時点)を記載。

【①都道府県別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況			
			必要なし(生産活動収 支≧利用者賃金)	必要あり(生産活動収 支<利用者賃金)	提出済	提出率
北海道	112	102	33	32.4%	69	67.6%
青森県	48	16	6	37.5%	10	62.5%
岩手県	28	24	11	45.8%	13	54.2%
宮城県	32	26	8	30.8%	18	69.2%
秋田県	15	13	3	23.1%	10	76.9%
山形県	26	25	6	24.0%	19	76.0%
福島県	11	7	2	28.6%	5	71.4%
茨城県	78	35	3	8.6%	32	91.4%
栃木県	30	29	4	13.8%	25	86.2%
群馬県	20	16	8	50.0%	8	50.0%
埼玉県	42	41	4	9.8%	37	90.2%
千葉県	56	49	15	30.6%	34	69.4%
東京都	94	90	38	42.2%	52	57.8%
神奈川県	28	26	7	26.9%	19	73.1%
新潟県	23	21	7	33.3%	14	66.7%
富山県	30	28	2	7.1%	26	92.9%
石川県	33	32	11	34.4%	21	65.6%
福井県	68	67	18	26.9%	49	73.1%
山梨県	24	18	5	27.8%	13	72.2%
長野県	34	34	22	64.7%	12	35.3%
岐阜県	84	82	38	46.3%	44	53.7%
静岡県	49	44	16	36.4%	28	63.6%
愛知県	110	79	17	21.5%	62	78.5%
三重県	75	73	18	24.7%	55	75.3%

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況			
			必要なし(生産活動収 支≧利用者賃金)	必要あり(生産活動収 支<利用者賃金)	提出済	提出率
滋賀県	22	17	10	58.8%	7	41.2%
京都府	30	30	23	76.7%	7	23.3%
大阪府	92	63	13	20.6%	50	79.4%
兵庫県	51	35	15	42.9%	20	57.1%
奈良県	29	13	6	46.2%	7	53.8%
和歌山県	30	30	7	23.3%	23	76.7%
鳥取県	19	13	8	61.5%	5	38.5%
島根県	21	18	11	61.1%	7	38.9%
岡山県	49	48	16	33.3%	32	66.7%
広島県	24	20	8	40.0%	12	60.0%
山口県	32	30	12	40.0%	18	60.0%
徳島県	28	26	10	38.5%	16	61.5%
香川県	12	10	8	80.0%	2	20.0%
愛媛県	35	32	9	28.1%	23	71.9%
高知県	11	11	7	63.6%	4	36.4%
福岡県	129	68	28	41.2%	40	58.8%
佐賀県	43	38	15	39.5%	23	60.5%
長崎県	40	9	9	100.0%	0	—
熊本県	118	113	33	29.2%	80	70.8%
大分県	34	33	21	63.6%	12	36.4%
宮崎県	23	22	12	54.5%	10	45.5%
鹿児島県	32	13	12	92.3%	1	7.7%
沖縄県	95	81	15	18.5%	66	81.5%
計	2,149	1,750	610	34.9%	1,140	65.1%

注) 指定都市及び中核市が指定権者である事業所は含まない。

【②指定都市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし（生産活動収支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収支<利用者賃金）		提出済	提出率
札幌市	119	76	10	13.2%	66	86.8%	38	57.6%
仙台市	20	8	5	62.5%	3	37.5%	0	—
さいたま市	22	22	6	27.3%	16	72.7%	13	81.3%
千葉市	15	14	5	35.7%	9	64.3%	9	100.0%
横浜市	35	23	7	30.4%	16	69.6%	1	6.3%
川崎市	12	11	0	—	11	100.0%	11	100.0%
相模原市	9	8	0	—	8	100.0%	0	—
新潟市	17	14	4	28.6%	10	71.4%	10	100.0%
静岡市	26	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
浜松市	28	25	11	44.0%	14	56.0%	14	100.0%
名古屋市	101	90	22	24.4%	68	75.6%	68	100.0%
京都市	43	42	16	38.1%	26	61.9%	26	100.0%
大阪市	170	118	20	16.9%	98	83.1%	19	19.4%
堺市	18	17	6	35.3%	11	64.7%	11	100.0%
神戸市	45	37	16	43.2%	21	56.8%	21	100.0%
岡山市	66	64	10	15.6%	54	84.4%	54	100.0%
広島市	37	33	9	27.3%	24	72.7%	24	100.0%
北九州市	43	42	17	40.5%	25	59.5%	25	100.0%
福岡市	68	59	36	61.0%	23	39.0%	23	100.0%
熊本市	54	45	16	35.6%	29	64.4%	22	75.9%
計	948	753	216	28.7%	537	71.3%	394	73.4%

【③中核市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

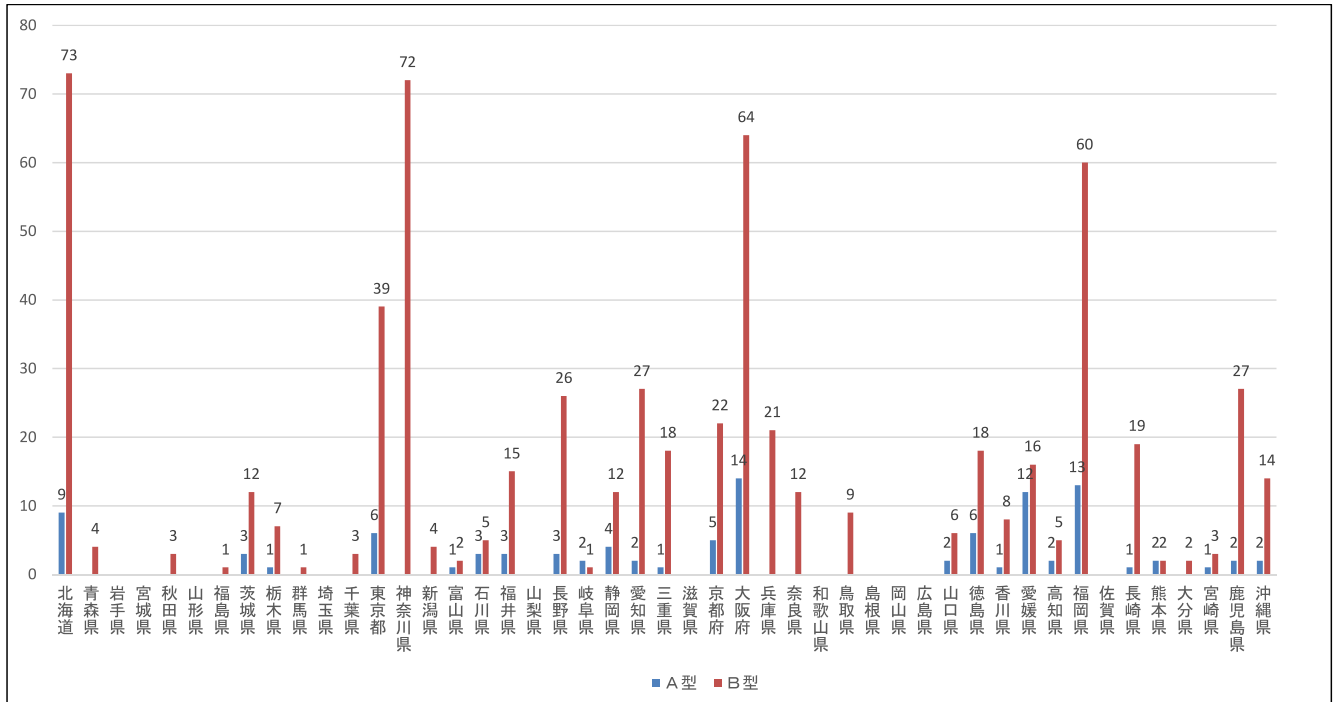
第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし（生産活動収支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収支<利用者賃金）		提出済	提出率
函館市	6	3	1	33.3%	2	66.7%	2	100.0%
旭川市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	3	100.0%
青森市	23	22	4	18.2%	18	81.8%	17	94.4%
八戸市	18	16	3	18.8%	13	81.3%	13	100.0%
盛岡市	18	16	6	37.5%	10	62.5%	10	100.0%
秋田市	8	8	1	12.5%	7	87.5%	7	100.0%
福島市	5	2	0	—	2	100.0%	2	100.0%
郡山市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	3	100.0%
いわき市	6	2	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
宇都宮市	22	18	6	33.3%	12	66.7%	12	100.0%
前橋市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
高崎市	9	0	0	—	0	—	0	—
川越市	11	8	3	37.5%	5	62.5%	4	80.0%
川口市	7	6	4	66.7%	2	33.3%	2	100.0%
越谷市	9	6	0	—	6	100.0%	6	100.0%
船橋市	11	10	2	20.0%	8	80.0%	8	100.0%
柏市	4	3	2	66.7%	1	33.3%	1	100.0%
八王子市	6	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
横須賀市	3	2	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
富山市	33	32	7	21.9%	25	78.1%	25	100.0%
金沢市	25	23	5	21.7%	18	78.3%	18	100.0%
長野市	8	6	2	33.3%	4	66.7%	4	100.0%
岐阜市	37	33	12	36.4%	21	63.6%	20	95.2%
豊橋市	12	11	7	63.6%	4	36.4%	3	75.0%
岡崎市	6	6	0	—	6	100.0%	6	100.0%
豊田市	8	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
大津市	6	5	1	20.0%	4	80.0%	4	100.0%
豊中市	6	5	1	20.0%	4	80.0%	4	100.0%
高槻市	2	2	0	—	2	100.0%	2	100.0%
枚方市	8	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
八尾市	16	15	1	6.7%	14	93.3%	14	100.0%
東大阪市	19	14	2	14.3%	12	85.7%	10	83.3%
姫路市	12	12	5	41.7%	7	58.3%	7	100.0%
尼崎市	21	14	2	14.3%	12	85.7%	6	50.0%
明石市	9	8	3	37.5%	5	62.5%	1	20.0%
西宮市	18	11	5	45.5%	6	54.5%	6	100.0%
奈良市	16	12	6	50.0%	6	50.0%	6	100.0%
和歌山市	21	20	9	45.0%	11	55.0%	11	100.0%
鳥取市	11	4	2	50.0%	2	50.0%	2	100.0%
松江市	13	12	7	58.3%	5	41.7%	5	100.0%
倉敷市	32	32	10	31.3%	22	68.8%	21	95.5%
呉市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
福山市	17	16	8	50.0%	8	50.0%	8	100.0%
下関市	5	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
高松市	14	13	8	61.5%	5	38.5%	5	100.0%
松山市	42	39	20	51.3%	19	48.7%	19	100.0%
高知市	11	11	8	72.7%	3	27.3%	3	100.0%
久留米市	27	22	5	22.7%	17	77.3%	16	94.1%
長崎市	12	11	5	45.5%	6	54.5%	6	100.0%
佐世保市	14	13	5	38.5%	8	61.5%	8	100.0%
大分市	33	25	16	64.0%	9	36.0%	9	100.0%
宮崎市	28	26	12	46.2%	14	53.8%	14	100.0%
鹿児島市	29	29	13	44.8%	16	55.2%	9	56.3%
那覇市	19	11	6	54.5%	5	45.5%	5	100.0%
計	780	659	243	36.9%	416	63.1%	389	93.5%

平成30年度 就労継続支援A型・B型における在宅利用

○全国において就労継続支援A型の103ヶ所 就労継続支援B型の604ヶ所が在宅利用を認めている（就労継続支援A型全体のうち2.9% 就労継続支援B型全体のうち5.4%）
○A型：25都道府県で実施、B型：36都道府県で実施。A型・B型とも実施なし：11県



【出典】工賃実績調査（厚生労働省調べ）

暫定支給決定の適切な実施について

○本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定が実施されていないケースが見られる。**アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合は、暫定支給決定を実施して、対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。**
○暫定支給決定の結果により、サービスの本支給決定を検討する段階において、客観的な判断に基づく変更・調整が行われていないケースがあると考えられる。**暫定支給決定をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあったサービスの利用につなげる等の対応が必要である。**

★就労移行支援と就労継続支援A型の利用にかかる暫定支給決定等の実施状況

		本支給決定を行った件数（新規利用）	うち暫定支給決定した件数	うち変更・調整を行った件数
就労移行支援	件数	32,263	21,572	867
	市町村数	1,307	936	217
就労継続支援A型	件数	29,509	14,030	210
	市町村数	1,254	892	98

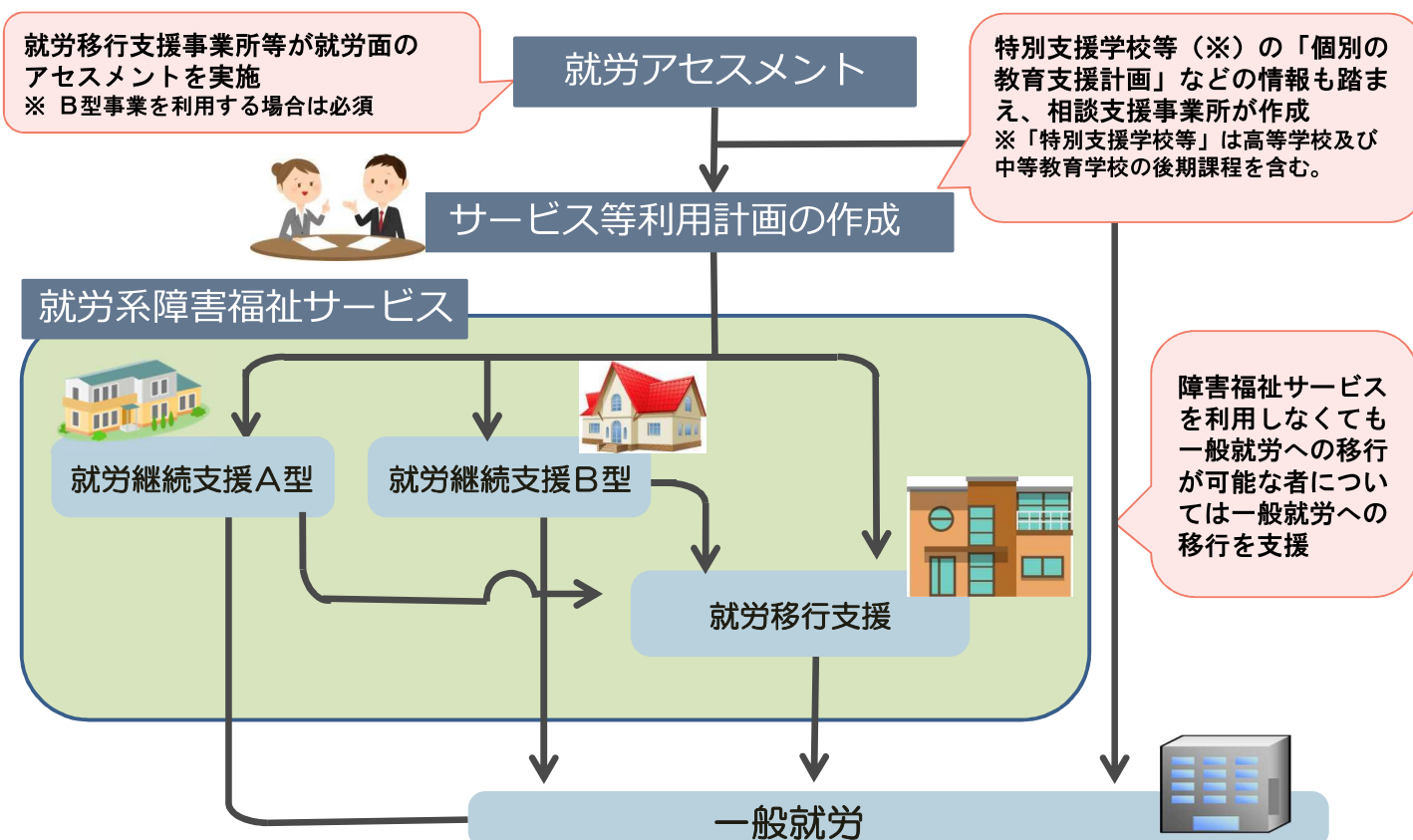
★暫定支給決定を行わない理由（抜粋）

就労移行支援	回答数
○既にアセスメントと同等と認められる情報収集が行われているため	858
○既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合	200
○暫定支給決定を実施していない	13
就労継続支援A型	
○他のA型を利用していたため	713
○就労移行支援を利用していたため	632
○既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合	260
○暫定支給決定を実施していない	13

★暫定支給決定によってサービスの変更調整を行わない理由（最も当てはまるもの）（抜粋）

<変更調整を行わない理由>

- 暫定支給期間によって利用サービスの変更・調整の必要がないと判断したため……765
- サービス内容の変更・調整を利用者が望まないため……245



就業アセスメントは、継続的な就業支援に必要な情報のうち、就業面に関する情報を把握するために実施。

- 障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるようにするために必要な支援は・・・
- ① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」（一般就労、就業継続支援事業所（A型・B型）など）に円滑に移行できるようにするための支援
- ② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援
- 支援の開始にあたって、支援対象者の就業面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠。
- 生活面の情報は対象者を長期的に支援している機関（特別支援学校等）から把握できるが、就業面に関する客観的な情報（作業能力、就業意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要がある。
- アセスメントにより把握された情報は、一連の就業支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用される。

令和元年度予算額	令和2年度予算案	差引増減額
1,382,555千円	→ 1,442,105千円	(+59,550千円)

- (1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 **地域生活支援事業の内数**
 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施するため、意欲的な企業や自治体について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に加え、自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自自治体が行う。
- (2) 工賃向上等のための取組の推進 **地域生活支援促進事業のうち 3. 2億円(2.9億円)**
 一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。
 また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- (3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 **地域生活支援促進事業のうち 7. 8億円(8.1億円)**
 就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。
 また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。
- (4) 農福連携による障害者の就農促進
 ① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施 **地域生活支援促進事業のうち 2. 8億円(2.7億円)**
 農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、都道府県単位のほか、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充する。
 ② 林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の実施【新規】 **52百万円(0百万円)**
 農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック(事例集・マニュアル)を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。
 ③ 農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組強化(再掲)
 全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- (5) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築 **11百万円(12百万円)**
 全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

工賃向上計画支援等事業の概要

令和元年度予算額	令和2年度予算案	差引増▲減額
560,363千円	→ 598,138千円	+37,775千円
	(地域生活支援促進事業)	

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

事業の実施主体

○都道府県(基本事業及び特別事業) ※(1)②については社会福祉法人等に補助して行うことも可能

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

4.販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

②在宅就業マッチング支援等事業 **見直し**

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援 ※特別事業からの変更(事業内容見直し)

③共同受注窓口の機能強化事業 **見直し**

- 全都道府県における障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行うための関係者の連絡調整等(都道府県内行政機関は全て参画すること)を実施することにより、都道府県単位の共同受注窓口の強化を行う。併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。

(2)特別事業(補助率:10/10)

①農福連携による就農促進プロジェクト **拡充**

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施